

虐待防止のための指針

法人名 社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会

事業所名 富良野市社会福祉協議会
ホームヘルプステーション
富良野市デイサービスセンターいちい
ふらのケアプラン相談センター「いちい」

1. 施設における虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷や痛みを与える行為や、又は生じるおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 委員会の委員長は事業所管理者とし、虐待防止のための担当者は、サービス提供責任者・生活相談員とする。

(2) 委員会の構成メンバーは、虐待防止担当者、各事業所代表、その他必要と認める者とする。

(3) 身体的拘束等の適正化に関することや、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

(4) 委員会は、年1回以上開催する。また、虐待等が発生した場合、委員会を適宜開催する。

(5) 委員会の審議事項等

- ・虐待防止委員会の組織に関すること
- ・虐待の防止の為の指針の整備に関すること
- ・虐待防止の為の職員の研修の内容に関すること
- ・虐待等について職員が相談・報告できる体制の整備について
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。

(2) 研修は年1回以上実施します。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施します。

(3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し保存します。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の報告を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。その際は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう、細心の注意を払います。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

(3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

(4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めます。

(5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

(6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行います。

(7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待 への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に、対応することとします。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

家族がない、又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとします。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、寄せられた内容について事業所管理者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

(2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、不利益が生じないよう細心の注意を払います。

(3) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者又は入所者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、当法人のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努めます。

附則

本指針は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する